

## 第16回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成21年9月30日（水）

午前10時から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 残暑っぽいような天気が続いておりますけれども、きょうは、あり方委員会、池田委員が若干また、おけがではありませんが、捻挫をされて欠席をされるということで、服部副委員長、若干おくれるということで連絡をもらっておりますので、やらせていただこうと思うんですが。

それでは、ただいまからあり方委員会を開催させていただきます。

それでは、お手元の事項書に沿って進めさせていただきます。

まず、第1番目、第15回の特別委員会の議事概要及び決定事項の確認についてを議題とさせていただきます。

事務局より決定事項概要についての報告をいただきます。

西川事務局長。

【西川事務局長】 それでは、去る8月17日に開催されました第15回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項について御報告申し上げます。

まず、1点目といたしましては、第14回議会のあり方等検討特別委員会議事概要及び決定事項の確認がなされております。

2点目といたしましては、第15回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項として何点かございます。

(1)といたしましては、議会基本条例素案の前文についてというところで2点決定されております。

①といたしましては、前文の書き出し、「亀山市議会（以下「議会」という。）は、」から「市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課されている」までの前文の前半でございますが、この内容で確認をするということ。ただし、「監視評価」となっておりますところにつきましては、「監視及び評価」に素案を改めると。それから、「市民」については、以下の条文との整合を図ることが決定されております。

②といたしましては、前文後半については、出された意見に基づき条文を整理し、次回の理事懇談会へ提出する。なお、「議会は、市民と市政の接点となるべく、」における「接点」については、とりあえずこの表現とする。

以上が前文についての決定事項でございます。

(2) 議会基本条例素案の第1章、総則について。ここについても7点ほど決定いただいております。

まず、①といたしましては、第3条、会派の用語の定義については、第7条の会派においてまとめて条文を置く。

②といたしましては、まちづくり基本条例と議会基本条例で使用する用語について整合を図る必要があり、大幅な変更がない限り事務局間で調整し、まちづくり基本条例に極力合わせる。

③といたしましては、第1条、目的の「市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与する。」は、前文にも「活力ある発展、豊かな地域社会の実現、市民全体の豊かさ」とあり、「市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与する。」は削除するか、あるいは表現を改める。

④といたしましては、第1条、目的の「地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、」の表現は、前文の記述とあわせて整理する。

⑤前文の「地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、」と、第1条、目的の「分権と自治の時代」については、条文の整理をする。

⑥第2条、基本方針については、前文にも同じような記述が置かれていることから削除するか、あるいはコンパクトにまとめるかのいずれかであるが、一度コンパクトにまとめた案をつくり、理事懇談会で議論し、次回の特別委員会に提出する。

⑦素案には、「市民」が多数使用されており、それぞれ整合、調整を図り、用語の定義を明確にする。

続きまして、(3)でございますが、議会基本条例素案第18条、これは議員の定数について規定している条文でございますが、これにつきましては、素案を改め改正案を原案とすると決定されております。

次に、今後の進め方でございますが、議会基本条例素案の前文及び議員定数の議論に引き続きまして、第1章の総則、それから、第7条、会派について議論し、条文の整理を行う。

②次に、第10条の公聴広報機能の充実における議会報告会、意見交換会の議論を行い、その後、第2章から順番に議論を進める。

4点目でございます。次回の特別委員会の開催日程とテーマについてでございます。

次回の開催日程、本日でございますが、9月28日から10月2日の間で調整する。また、テーマとしては、第15回特別委員会、これは8月17日開催でございますが、の議論の整理、第7条、会派、第10条、公聴広報の充実における議会報告会及び意見交換会の考え方について議論を行う。

以上が前回の特別委員会で決定された事項でございます。

【竹井委員長】 ただいま事務局長より、第15回の皆様の各委員の議論の整理について報告をいたさせました。この後、前文、総則については次の項で議論をさせていただきますので、今回、確認をさせていただく点は、18条の議員定数の表記については、これを原案とするというところで前回は確認をされておりますので、再度、それについては、その条文で原案とするということで確認をお願いしたいというふうに思います。27のところですかね。一応、この内容で確認をするということをお願いをしたいというふうに思います。また最終段階で若干の微調整はあるかもしれませんが、原案ということで、第18条についてはこの内容で行うということにさせていただきます。

それと、また、次回から、今、同じような体裁でここが、緑色の下地があって文章がつくってありますけど、確定したやつはまたこの色を変えるなりして、もう済みましたよということで、ちょっとわかりやすいようにさせていただきますので、原案ということで確認をお願いいたします。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 それでは、あと、議事概要等につきましては、これもいつものように各委員の方の発言をチェックされた上で疑義等がございましたら、また事務局のほうにお申し出願って、調製のほうをお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に、2番目の項に入らせていただきます。

議会基本条例の作成についてということで、まず、順番を追って進めさせていただこうと思います。まず、前文について、事務局から説明をいたさせまして、そして、皆様の御意見をちょうだいしたいというふうに思います。

それでは、説明をお願いします。

事務局長。

【西川事務局長】 それでは、提出資料について御説明を申し上げます。

提出資料の亀山市議会基本条例前文案②と議会基本条例各市比較表のナンバー 2 について、原案の前文と比較しながらごらんいただきたいと存じます。

まず、前文案の②でございますが、これでございますが、赤文字で記述してあります部分は訂正いたしました箇所でございます。まず、第 1 段目、亀山市議会の定義におきまして、原案では「亀山市民による選挙によって選ばれた議員」となっておりましたが、市民の要望定義では、選挙権を有しない方も市民に含まれるということになっておりますことから、これらと整合を図るため、訂正案では「亀山市民による」を削除いたしております。

次に、2 段目の議会と市長の関係・使命におきましては、提案では「監視評価」となっておりましたが、監視する機能と評価する機能とは性格が異なりますことから、訂正案では「監視及び評価」に改めております。また、原案の「豊かな地域社会の実現、市民全体の豊かさの向上」につきましては、内容が重複しておりますことから、「市民全体の豊かさの向上」という表現を「市民全体の公共福祉の向上」と訂正をいたしております。

続きまして、3 段目の地方議会の現状におきましては、記述の訂正はいたしておりませんが、原案では、この 3 段目の前に、「議会は、市民と市政の接点となるべく市民のための議会であることが市民からの負託の原点である」という市民に対するアピールが入っておりましたが、訂正案では、市民と市政の間における双方向のつなぎ役として後段のほうへ順番を入れかえております。

次に、4 段目でございます。議会の役割、市民と議会の関係、議会の責務におきましては、議会から市民への一方向だけではなく、市民から議会のほうへの逆方向も必要との提案をぎょうせいさんからいただいております。訂正案はそのような記述に改めております。その部分が赤文字の箇所でございます。なお、その中で「市民の声を把握する」の「把握する」との表現につきましては、「反映する」との表現も考えられますが、反映ということは、もう鏡に写したような全く同じようなこととなりますので、この点を議会の討議を通して意思が決定されるという機能を尊重するという趣旨から、「把握する」というふうにいたしております。

なお、黒文字の部分ですが、原案では「市民に公開していくことが今日の責務であり、使命である。」とありますが、議会の責務と使命を続けて記述してよいものか、責務と使命が連続することによって、これでもかこれでもかとの感じを受けるとの指摘をいただきましたので、訂正案では「市民に公開していかなければならない」という簡潔な表現に改

めております。

次に、5段目の、議会は、市民と市政の間における双方向のつなぎ役におきましては、原案は「市民と市政の接点となるべく」、あるいは「市民と市政のパイプ役となるべく」とありますが、これは議会の役割というよりも議員の役割に近いということから、この部分を削除いたしております。また、接頭語の訂正も行っております。

最後の、一番下の段でございますが、条例制定の趣旨につきましては、接頭語のみの訂正といたしております。

以上が前文の訂正案の説明でございます。

**【竹井委員長】** 今、事務局長から説明がありまして、これだけで見るとわかりにくいんですけど、古いほうを見ていただくとわかると思いますが、まず、6項目に内容をきっちり分けて明確にしたということで、市議会の定義、議会と市長との関係・使命、地方議会の現状、今後のあり方ですかね、それから、議会の中で市民との関係、責務、それから、市民と市政とのつなぎ役、趣旨ということで、それぞれに項目をもって文章の整理をしていただきました。

一番上はほとんど一緒なんですけど、「市民による選挙」という表現が、この後、また総則にも市民の定義が入ってまいりますので、少しその関係で矛盾が出るということで、簡単に「選挙で選ばれた」というところだけが変わっておるところです。

それから、2番目のところは、ほとんど「及び」とか「公共福祉」で大きく変わっておりますが、3、4、5、ここのところが大分入れかわっております、5番目の部分が最初、一番頭にあったんですけど、これを最後に回して、3番目の地方議会の現状、役割と、最後に、議会がどういう立場なのかというふうに入れかえをしたと。その関係で接点とかパイプ役の議論が、前回もわかりづらいとか、もっといい言葉はないのかとかそういう御意見を随分ちょうだいをいたしました。理事懇談会の中でもその議論が随分重なりましたが、順番を入れかえたと、最初、頭にこれがありましたので、議会は市民と議会とのパイプ役だと書いて、その後に、この地方議会の現状や役割がありましたので、どうしてもこれは主語になってきましたけど、最後にこの文章が入ってきましたので、その前にこの2つのテーマがいろいろ書いてあるものですから、もういっそのこと消してしまうということで、市民のための議会であるということで押さえてしまおうと。ですから、皆様にもわかりづらいというお声もありましたので、そこは思い切って削除しようということにさせていただきました。

4番目の項、議会の役割、市民と議会との関係のところ、ここが今回の亀山市議会の基本条例の一番おもしろいと思いますか、双方向でいこうと、上から目線じゃない、要するに議会から市民、市民から議会、双方向のベクトルで物を考えるんだというふうなことを少し明確にしておこうということから、前回、そういうふうな感じにはなっておったんですけど、もう少し明確にしていこうということで、赤字の部分、ここをきっちりを入れて、市民との対話の中から市民の声を把握し、市民に信頼される議会運営に取り組みななきゃならないというふうな文章で整理をしてもらったということです。

前のやつを見ていただかないと変化点がわかりにくいと思いますが、一番大きい変化点はこの部分だと思います。役割の部分とパイプ役を消して、少し文章を整理したというところでございます。ちょっと見比べながら、御意見がございましたら、ちょうだいをお願いしたいというふうに思います。

特に御意見、大分前回の内容を交通整理して、さらに削ったり追加したりはしてございますけど。

鈴木委員。

【鈴木委員】 議会と市長の関係・使命というところに、赤文字で「市民全体の公共福祉」という言葉がありますけれども、ほかの市の議員の役割、責務等の文を見てみると、公共という言葉が入っていないんです。考えてみますと、「市民全体の公共福祉の向上」というのと、ほとんどの市が「市民全体の福祉の向上を」という言葉になっているんですね。公共福祉と福祉では、やはり分権型の社会に入って、福祉のサービスを提供する主体が変わったり、いろんな形をする、形が変わっていく中で、公共福祉という言葉よりも福祉という言葉で、その言葉のほうが適切じゃないかなという思いがありまして、この公共福祉の言葉の考え方を改めて聞いてみたいんですけれども。

【西川事務局長】 福祉ということにはいろいろ意味があると思うんですが。ただ、福祉といいますと、やっぱり私どもでいくと、イメージとしては、市民の方もそうだと思うんですが、保健福祉部のやっている業務、あれが先に頭へ来ますので、少しその辺だけじゃなくて、もっと広く市民の福利という意味で、公共の福祉というふうな、少し単なる福祉政策の福祉だけじゃなくて、もっと広い範囲の福祉、福利であるという意味合いで、少し混乱を避ける意味で、公共福祉という、もっと広い意味での福利という意味で、こういう言葉を使わせていただいたんですが、そういう意味合いでございます。

【竹井委員長】 鈴木委員。

【鈴木委員】 僕も頭の整理をしますけれども。今、事務局長のコメントですと、「公共の」という「の」を入れたんですね。だから、細かく言えば、私は、公共の福祉と公共福祉でもちょっと意味合いが変わってくるような思いもしたり、あるいは、公共福祉というのが、非常にある意味狭義なとらえ方になるんじゃないかなという思いもありまして、まだ、頭の整理がついていませんけれども、この辺、ちょっとこだわってみたいなということで、自分自身ももう少し整理しますので、ほかの委員の意見がありましたら。

【竹井委員長】 多分、ここだけが突然かたくなる文字になってくるので、市民全体の豊かさというのが公共福祉なのかという議論だと思うんですね。どうしても、福祉という言葉がつくと限定を、公共がつこうが何がつこうが、福祉という言葉がもたらす範囲というものが少しふっと変わって、豊かさというと、これはありとあらゆるものが入ってくる。ただ、そこは消せというかな、交通整理しなさいというふうに、前回、委員の方からの御意見があって、ここにそういうかたいことばかりが入って、ここだけがかたいところなんですよね。今、そういう御意見をちょうだいしましたので、もし、何か関連して御意見があれば。

森委員。

【森委員】 私も、この部分だけがすごいかたいイメージを持ってしまって、この補足説明のほうにも書いてありますけど、もう少し公共福祉という言葉の表現の仕方というのが、ほかに何かないのか、少し探していただきたいというか、自分もちょっと考えていきたいと思いますけど。

【竹井委員長】 前田耕一委員。

【前田（耕）委員】 僕も感じていたんですよ。それで、「亀山市の活力ある発展」、「市」、「豊かな地域」、それから、ここへ「市民」と入ってきているので、これでいいのかなという感じはするんですけども、なぜ「市民全体の公共福祉」というような表現がここに必要なのかなというのは、疑問というか、ちょっと首をかしげるような感じがするんですよ。どんな表現がいいんかといったら、今出てこないんですけども、市、地域、市民、人という感じでいったら、この表現でいいのかなと思うけれども、公共福祉という言葉そのものがひっかかってくるのは、どうしてもぬぐい去れないというところがあるんですけども。

【竹井委員長】 今、ここは余り理事懇では議論にならなかった。確かにかたいねという話にはなっていたんです。ですから、今、前田耕一委員がおっしゃったように、亀山市

の活力ある発展と豊かな地域社会と、そして、最後に、市民の本来これは豊かさなのか、そこを公共福祉という言葉で置きかえたと。だから、市民の何なんだと、何の向上なんだというところが見つかれば、これは「豊かさの向上」ということになっていたんですけど、余りにも豊かさ、豊かさが続くじゃないかと。ですから、この「地域社会の実現」というのが、例えば、豊かなというやつをどこか違う言葉にかえれば、市民全体の豊かさになります。ここはペンディングして、もう一度、亀山市の活力ある発展と豊かな地域社会の実現と市民全体の何とかの向上と、3つがテーマになっておりますので、この文章がうまく整合できるような表現を、一番いいのは、豊かさというのがやわらかくてわかりやすいんですけど、豊かさ、豊かさってくると、何かかぶり過ぎるんじゃないのというような御意見でしたので、こういう案を事務局からつくっていただきましたけど、もう一度、こういう御意見もごさいますので、もう一回練り直して、ここの部分は、次回また、3つのテーマ、亀山市の活力、それから豊かな地域社会、市民の公共福祉、この3テーマをうまく表現できるような言葉で探すということにさせていただきませんか。多分、皆さんがそれぞれに考え方は似ているだろうと思うんですけど。

伊藤委員。

【伊藤委員】 余り僕も気にはしていなかったんですけども、確にかたいなというか、この表現でええんやろうかという印象はちょっと持っておったんですけども、ただ、そこまで僕はこだわってはいなかったんですけども、ただ、印象として思ったのが、「市民全体の」という言葉が来てしまったら、これイコール公共やというような、そういうふうな印象を受けますもんで、もし、かたくてもええんやというか、行政がやっている福祉とちょっと違うんやというんやったら、「市民全体の」というのを外して「公共福祉」というだけにしてしまうか、あるいは「市民全体の」というふうに言われれば、福祉部門をやっている福祉とは違うのかなということで、「市民全体の福祉」という表現でもええのかなという印象は持ちました。それをどうこうではないんですけど、現在の印象です。

【竹井委員長】 鈴木委員。

【鈴木委員】 私も、今、伊藤委員の述べてくれたように、「市民全体の福祉の向上」でよろしいかと思えます。「公共」を除く。

【竹井委員長】 一度整理して、また出させていただきます。1個だけ、余りピンポイントでずっと見てしまうと、全体もありますので、今おっしゃったように、市民だけ見る

と、ちょっと表現がわかりづらくなってきてしまったというのがありますので、確かにここにあるのは、議会と市長が亀山市のまちをつくる上で、まち全体のことを考え、地域を考え、市民を考えという3点セットになっていますので、今おっしゃったように、福祉でよければ福祉にしますし、もう少し内容のうまく合うような言葉が見つければ、一、二案、事務局にもう一遍考えてもらって、また皆さんのほうにお示しをして、そこでまた結論が出たところでさせていただきます。一番重要なところですので。ちょっとかたくなり過ぎたかなというところも、突然ここだけがかたいなという表現もありますので。

じゃ、一度、ここだけは保留ということで、改めて次回に提出をさせていただくようにさせていただきます。

それから、パイプ役を削ったというのはどうですかね。少し、理事懇でも接点だけでいいのかというふうな話になって。議会は議会の権能もあるのではないのかと、市民と行政とのつなぎ役だけではないぞというふうなお声もあって、じゃ、思い切って削除してしまおうということで、議会の権能は権能として、確かにパイプ役を議員はしていますけど、議会がパイプ役になるというのはなかなか難しいですので、これも。議会全体が市民とのパイプというのは今ないので、あくまでも議員に近い権能ではないのかというふうな議論になりまして、じゃ、思い切って外そうかというふうなことで、今回外したものを提案させていただいておりますけど、その辺はどうでしょうかね。わかりづらいということもありましたので、御意見があれば。

まず、このパイプ役とか、つなぎ役、接点という前回の議論ですね。逆に削ってしまったということで申しわけないんですが、わかりづらければ削ろうと。そのかわり、その上の段のところで、市民との関係はきっちりうたっておこうということで、この対話を通じて市民の声を把握する努力をしながら議会運営に臨めというところをパイプ役という表現と重ねたというふうな表現にしましたので、そこで御意見があれば、もう抜いてもいいよということであれば、この案でここは確認をさせてほしいなと思うんですけど。

特段御意見がなければ、この案で一たん原案として置かせてほしいと思います。また、前も言いましたけど、常々変化点があれば言ういただければ、いつでも議論はさせていただきます。一たん、パイプ役を抜いた形で、じゃ、ここについては置かせていただきます。また、もっともっと後、半年ぐらいかかりますので、お気づきになれば、またいつでも言ういただければ議論させていただきます。

それから、「市民との対話を通じ」というところが、この後、公聴広報と大きく絡んで

まいりますので、「対話を通じ」という言葉は入れさせていただきました。そのことが、また、市民と議会との双方向のベクトルというものをあらわす表記というふうなことで、これはコンサルのほうからの御提案もあって、一応、こんな形の表現に今されております。

ただ、1点、この原案をつくったんですけど、先ほども事務局と話をしている、「市民との対話を通じ」、「市民の声を把握し」、「市民に信頼される」、ちょっと多過ぎるんじゃないかと。だから、一番頭の「市民との対話」のここを外して、「また、対話を通じ、市民の声を把握する努力をしながら市民に信頼される」、これぐらいでいいんじゃないのかなというふうな、いざ文章化して読んでみると市民が3つもかぶってきて、ここまで、これでもかこれでもかといく必要はないんじゃないかなということで、逆に頭のところを取って「対話を通じ」と書けば、だれと対話をするかわかっているわけだから、少しそんなことも、今、原案をつくったんですけど、ちょっとくどいかなというふうな印象を委員長自身としては思ったんですが、皆さんのほうのこれも御意見もあればちょうだいしたいと、余りにも多過ぎるような感じもするということです。

水野委員。

【水野委員】 読んでみるとくどいですね。くどいね。簡潔にしたほうがいいのかもしれんな。例えば、「市民との対話を通じ信頼される議会運営」という、だから、「市民の声を把握」とか、あと、「市民に」まで抜くとか。そういう把握というのが「対話を通じ」ということだと思うんですけど、把握のために対話をするということですから、抜いたほうがええかもしれんな。市民、市民、市民って、その前にもまた、「市民に公開しなければならぬ」というのがあるので、簡潔にしたほうが。

【竹井委員長】 今、水野委員から、少し削ったらどうだという御意見がございました。前回にやったの、原案は、ここの部分が全くなかったわけですね。市民への公開だけがうたってありまして、それで、双方向というところで、市民の声をどういうふうに議会が取り入れるんだというところで、この赤い部分が今回追記をされております。ですから、前回、全くこの内容はありませぬので、今回初めて見ていただく文章になりますので、今、水野委員のほうの御意見だと、「市民との対話を通じ」、その後、「市民の声を把握する努力」というものを消して、ダイレクトに「市民に信頼される議会運営に取り組まなければならぬ」と。「対話を通じ」というところで「声を把握する」ということが包含されるのではないかなというふうな、たしか御意見だったと思います。

皆さん、自由に御発言、構いませんので、決定するということがありませんので、お

考えをまた聞かせていただけるとありがたいです。

水野委員。

【水野委員】 対話と把握という関係で考えると、例えばアンケートするというのは対話にならないのかな。対話にならないのだね。だから、対話ばかりじゃないんやな、把握はな。ごまかすなら「等」ぐらい入れるかな。「など」とか。とにかく、市民の声を聞くということが主体ですので、その辺をどう、把握との関係をどう考えるかと思いますが。

【竹井委員長】 対話というのを入れてありますのは、実は、広報公聴の絡みがありまして、今後、議論していただきますけれども、そことの絡みが若干あるので、対話は残しておこうかと。「対話を通じ」という言葉は一応置いておこうかということに理事懇ではなりました。そこを一たん置いておいて、具体的には広報公聴のところで少し入れようかということで、ここは残しました。どちらかという、市民の声を把握する努力というのが本当は主体だと思うんですけど、どうやってつかむのという議論のときに、対話というふうなことを使わないと、電話やアンケートやインターネットというわけにはいかないの、やっぱりここは人と人との関係だということで、対話を入れようかと。

だから、二重表記なんですけど、手段は対話なんかを手段として、何をやるのという、声をつかむ努力をすると、その手段が対話なんだということになっている。だから、ここはなかなか抜け切れないところでもあるんですよ。くっつけたいけど離せないし、抜くと何かうまくいかんねというのがあって、理事懇でぎりぎり議論してこういう表記になってきたと。ただ、実際、文章化してみると、結構くどいなというような感じもあるということですね。

服部副委員長。

【服部副委員長】 委員長が最初に言われた、頭の「市民との」というのを取ってしまえばええのかなと思うんです。というのは、「対話を通じ市民の声を把握する」という表現になるので、そうすると、対話を通じてだれの声を把握するかというのは、だれと対話するかというのは、この「市民の声を把握する」ということに出てくるので、1カ所市民という言葉置くことで、対話も声の把握も市民やというのがわかるんやないかなと。頭の「市民との」というのは取ってしまって、「対話を通じ市民の声を把握する努力をしながら」とすれば、ちょっとすっきりするんじゃないかと思いますが。

【竹井委員長】 どうですかね。私としては、今の服部副委員長がおっしゃる、私もその考えなんですけど、そのほうが、対話と把握という問題が一遍に整理できるのはその方

法かなと。

伊藤委員。

【伊藤委員】 私、技術文書を書いておいた感覚からすると、こういうのはくどくてもええんやというのがよく言われたんですね、わかりやすければ。ええ格好するためにやたら省略とかするとかえってわかりにくくなるというのがあって、僕は別に、これだけくどくても市民のためというのを言いたいんやったら、市民、市民、市民って3つ続いてもええとは思っておるんですけども。

それこそがこの議会基本条例の目的やと思っけていますもんで、ただ、3つはちょっと多過ぎるかなと言われるのやったら、さっき言われたように、「対話を通じ」ぐらい、最初の「市民」というのを削るぐらいか、あるいは水野委員のおっしゃっていたような、確かに「市民の声を把握する努力をしながら」という、そこを削っても、それは対話を通じということで、ちょっとぼかすという意味でも。でも、目的としてはこうなんやというのが根底にしっかりやればええのかなと思っけていますもんで。ただ、僕が思っけておるのは、そこまで市民というのを減らさんでええと、くどいぐらいでもええとは思っけておるので、2つぐらいにすれば上等じゃないのかなということです。

【竹井委員長】 森委員。

【森委員】 私も、最初、この文章だけを見ると、4つも市民という言葉が出てくるんですけど、非常に市民がかなり多いなというのは感じたんですけど、でも、この項目としては、議会の役割や責務をうたっているところなので、本当にこれでもかこれでもかという市民に対する思いをここに出すということは、私は、逆に、伊藤委員が言われるように、すごい思っけたんです。でも、すごい揺れ動いているんですけど、水野委員とか服部委員が言われたように、すっきりとはするんですけどね。言葉も「市民との」というのを取ったときにおかしなつながりにはならないんですけど。でも、本当に市民に対してという思いは伝わるかなというふうには感じました。

【竹井委員長】 この後、また、広報公聴が物すごくここでのしかかってくるんです、この議論。理事懇でも「対話」を外そうかなという声もありました。声を把握する努力だから。でも、そのためには対話があるんじゃないのということになって、両方を残そうかということで残しました。ただ、市民がちょっと多過ぎるなというのは、見る側もくどいんじゃないのというふうに、市民のほうもリンカーンのあれと一緒に、市民による市民のためですか、3つ続くんですけど、でも、そこまで書く必要があるのかなというか、そ

れと、頭の「市民との」を取ればということもありますが……。

前田委員。

【前田（耕）委員】 僕も、先ほど委員長が言われたように、リンカーンの言葉を考えれば、これも不自然やないんやけれども、全体の前文の中に、市民という言葉が結構多いんですね。その後で、「このような議会は、市民のための議会であるということが、市民からの負託が」と、ここでもまた市民、市民、必要ないのと違うのかなという感じもするので、そんなところで、どこかで整理して減らしてもいいんじゃないかなというような、その後、何かやったら、「市民のための議会であることが負託の原点である」で意味は十分通じると思う。ここでまた市民と使っているんで、それを変えていくと、やっぱり市民という言葉が全体に目立つのかなという気はしないでもないんですよ。

【竹井委員長】 宮村委員。

【宮村委員】 文章というのは、最初の一字一句から最後の一字一句の中でももちろん構成されていますね。それで、要は、文章の意図するものが何かということさえつかめればいいわけですので、それで、大きく市民という言葉でいきますと、「市民の目線に立った活動が求められる」というのは、この中にはすべての把握もせないかんし、対話をせないかんし、公開もせないかんというのが、これで全部フォローしていると思うんですわ。そういう意味で、次からつながるところの市民、市民と2つ、3つ挙がってくるのは、私は削るべきじゃないかな、減らしてもいいんじゃないかな、そんな思いはしますね。

【竹井委員長】 前田稔委員。

【前田（稔）委員】 「市民との対話」とか、「市民の声を把握する」というのは、市民というのは入っておったほうがええかなと私は思うんですね。最後のところの「市民に信頼される」って、抜くとすれば、この「市民に信頼される」というのは、その「市民」はなかっても意味は十分伝わるかなと思うんですよね。だから、そこかなと。取るんやったら、そちらのほうかなという感じはしましたけど。

【竹井委員長】 今、前田委員、宮村委員、それから前田稔委員もいろいろ声を言って、ふっと思ったんですけど、最後の「市民のための議会であることが市民からの負託の原点」ってあるじゃないですか、こいつを上へ入れてしまえば、くどさがなくなるんですよ。

今おっしゃったように、要するに、「市民のための努力をしながら議会運営に取り組むことが市民からの負託の原点である」というふうにいっそのことショートカットしてしま

えば、次々次々、市民という言葉がなくなってくる。要するに、パイプ役を削りましたので、ですから、簡単には、「努力をしながら市民に」、極端に、その後でもいいですね、「議会運営に取り組むことが市民からの負託の原点である」ぐらいですっとショートカットしても趣旨は合うんですよね。だから、分けて書いたものだから、その一個一個に市民、市民ってちりばめたので。それと、パイプ役というのを最初に置きましたので、前回、頭へ。どうしてもこれが今度残っているんですね。だから、この下のパイプ役の文章が結局は要らなくなった。

今、前田稔委員がおっしゃるように、「市民に信頼される議会運営」のところを、例えば、「そういう努力をして議会に取り組むことが市民からの負託の原点である」とかというふうにいっそのことショーカットすると、大分市民も減ってきて、もっとすっきりするかなというふうに感じましたので、一度、4番、5番のところを何ぼかつくってみて、ただ、「対話」と「声の把握」はちょっと消しづらいんですよ、どうしてもこれは。声で把握する手法が対話になっていますので、両方これは消せないなど。あとは、議会運営のことに市民、市民、市民って、前田稔委員もおっしゃられるようにいっぱい入ってきているから、そこは交通整理して、すっきりすつといくというふうにして、もう一度ここはつくり直してみます。パイプ役とか接点がなくなった段階で、よく考えたらこれは要らないね、下のところというのは。

要するに、市民からの負託の原点ということをきっちり残しておけばそれでいいわけですので、もう一度、4番、5番のところを、事務局でもうちょっと今の皆さんの御意見を整理して、1案か2案かつくってみますので、一番大事な場所ですので、ここは。ただ、双方向性は残したいと。これはほかの市には書いていないんですよ、この部分はね。亀山の特徴として、ここをどうしても残しておきたい、前文の中に。

ですから、今、最初に宮村委員おっしゃっていただいたように、市民目線に立った活動というところで全体が押さえてあるから、その中の具体的手法で、対話と声の把握と市民からの負託の原点である議会の運営というテーマですので、いろんな、また今、じゃ、一度引き取らせていただいて、少しこのところは文章の整理をさせていただきます。

それから、最初の公共福祉の問題、このところももうちょっとわかりよい、易しいというか、市民にわかりやすい言葉ということの御提案だと思いますので、この2点について、もう一度整理をして次回に出させていただくようにさせます。

服部委員。

【服部副委員長】 この地方議会の現状から3段落というのか、私は、この流れが非常にいいと思っているんです。宮村委員言われたように、最初のところで、市民目線に立った活動という、いわゆる漠とした押さえ方がされておって、具体的に何をやるのやということについては、次の段で具体的に書いてあると。最後に書いてある、いわゆる「市民からの負託の原点である」というのは、こういうことをなぜするのかというのは、大もとのところでこういうのが基本にあるからやということで、最後に押さえておるという流れ方として、文章としては、私は、この流れが一番いいやないかなというふうに感じたんです。だから、あえてこれをいじる必要はないかな。ただ、部分的に、市民が多いとかそういうのは削ってもいいと思うんやけれども、この流れ自体は、全体として、私は、いい流れやないかなというふうに思います。私の意見です。

【竹井委員長】 水野委員。

【水野委員】 文章の、さっきの服部委員の言われることはよくわかりますので、この議会がいろんな評価とか決定とか、自由闊達な論議をして公開をするということと、それから、市民の対話とか把握とか、そういうものとの関係からいきますと、市民の対話とか把握というものが前へ出てきたほうが、我々が論議する立案、決定、あるいは論点とか争点の整理をするという意味では、市民というものが先に出てきて、それに基づいて、議会として、立案、決定、執行、あるいは評価というものをしていくんだという順序を前後したほうが、そういうことじゃないかと思うんです。

だから、先に公開しますと、しかし、その公開する論議は、市民の皆さんの御意見を聞きますよというようなことになっておるので、どうせ変えるんだったら、私は、さっき委員長が言われた5項のやつも一緒くたにしてもいいと思うんだけど、そこら辺の整理を、先に市民の声を聞くという前段としてやったほうがより民主的な議会のような感じがするんですけどね。

【竹井委員長】 1時間ぐらい来ていますので、新たに双方向性というか、亀山らしい議会基本条例のテーマということで、コンサルさんからもそういう御提案があったし、市民と議会との関係、議会と市民、双方向の関係づくりを明確にしようという意図で、この赤いところが入ってきました。その関係で前後も変えたということですので、4番、5番かな、もう一度、順番も含めて。とはいうものの、余り市民、市民ばかり言っても、じゃ、議員自身はどうするんだよということも出てくるので、市民の繁栄は重要なことですけど、市民のための議会運営をすることも重要ですけども、余りそっちばかりに偏り過

ぎても、議員自身の今度責務とか活動というのも出てくるので、やっぱり市民目線の活動というのがまずきっちりうたってありますので、もう少しここは整理をした文章を一遍つくりますので、1案か2案か、まとまれば1案でもいいです。わからなければもう一個つくって、また理事懇でもう一遍詰めてみて、もうちょっと交通整理したものをもう一度お出しします、趣旨は変えないように。これは、趣旨ははっきりしていますので、ここは全く変えずに、もうちょっとすっきりしたほうが確かにいいかなという感じも、くどいかなという、市民の人たちは何をやるのやなど、議会は何をするんだというふうなときに、それもきっちり答えを持ってこなきゃいけないので。

じゃ、若干またペンディングして、整理して、今の皆さんのいろんな声をいただきましたので、少しそのことを、調整をとりながら、もう一度、4番目、5番目の文章の整理をして御提案をさせていただきますので、ちょうど時間も1時間ぐらいたちましたので、なかなか白熱した議論、やっぱり一番大事な前文の議論ですので、いい御意見をいっぱいちょうだいしましたので、一たんここで、これについては次回まで持ち越させていただきたいというふうに思います。

ちょうどいい時間になりましたので、10分だけ休んで、次の項に入らせていただきます。

( 休 憩 )

【竹井委員長】 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

前文につきましては、いろんな御意見を今ちょうだいしましたので、もう一度また整理をした上で、改めて次回に御提案をさせていただこうというふうに考えておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

次に、総則について事務局より説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

西川事務局長。

【西川事務局長】 それでは、配付資料の議会基本条例各市比較表ナンバー3をお開きいただきたいと存じます。

では、第1章、総則の訂正について御説明させていただきます。

まず、6ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条、目的につきまして、左側のほうですが、原案におきましては、「分権と自治の時代にふさわしい」となっておりますが、前文におきましては、「新しい地方自治の時代を迎え」というふうになっておりますことから、整合を図るために訂正案では、「新しい

地方自治の時代にふさわしい」、新しい地方の時代ということに統一させていただいております。

また、第1条の後半部分でございますが、「地方自治の本旨に基づく」以降の記述につきましては、調整、整理することというふうに決定されております。これにつきましては、「地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え」の記述につきましては、前文にも同じ趣旨の記述が置かれているということでございますので、訂正案ではこの部分を削除いたしております。

第2条、基本方針でございますが、ここにつきましては、前文にも同様の記述が置かれているということから、削除するか、あるいはコンパクトにまとめるか、いずれかにするとの決定が前回なされておるんですが、訂正案はコンパクトにまとめたものとさせていただいております。なお、原案では、第1項が情報公開及び市民参画しやすい議会運営に関する事項でございましたが、訂正案につきましては御意見をいただいておりますので、これを3項に置いております。原案の2項及び3項を、訂正案ではそれぞれ第1項、第2項に繰り上げております。

8ページをお開きいただきたいと存じます。

第3条、用語の定義でございます。訂正案では、会派及び市の定義というのを削除いたしております、市民の定義だけを残しております。なお、会派の定義につきましては、第7条に会派の規定がございますので、ここへまとめて置いておくというふうにしてございます。

また、市の用語の定義につきましては、以降の条文におきまして、市という用語が単独で使用されていないということ、さらに法律でいう市と同じ趣旨であることから定義を置く必要がないということで、訂正案では削除いたしております。

市民の用語の定義につきましては、まちづくり基本条例素案において、「市民とは市内に居住し」というふうになっております。在住とするか、居住とするかは意見が分かれたところでございます。それで、企画政策部に御意見を伺ったんですが、まちづくり基本条例素案では、男女が生き生き輝く条例においても居住を使用していること、他市のまちづくり基本条例においても居住という言葉が用いられている例があることから、居住という言葉を使用した。特別な意味はないということでございました。ということから、居住と在住との意味合いにつきましては、特段の違いがないということで居住という言葉を使わせていただいております。

なお、まちづくり基本条例素案との比較におきまして、市民の用語定義につきまして、在住、在勤、在学する個人につきましては、同じような趣旨となっておりますが、法人その他の団体につきましては、議会基本条例素案のほうが幅広い定義となっております。

議会基本条例の素案では、市内に事務所または事業所を有していない法人、その他の団体でも、市内で活動しておれば市民ということになります。

一方、まちづくり基本条例素案では、市内に事務局または事業所を有している場合のみ市民ということになっております。この違いでございます。まちづくり基本条例素案には、市民の責務規定が設けられております。ということから、市民を幅広く規定することができなかつたというふうなことでございます。なお、議会基本条例素案におけるその他の団体とは、自治会とかコミュニティーなどの地域団体、さらにはボランティア、文化・スポーツ団体などを想定いたしておるところでございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと存じます。

これは冒頭にもございましたんですが、再度申し上げますと、26ページの第18条、議員定数でございますが、前回の特別委員会の決定を受けまして、訂正案を素案の原案とさせていただきます。

失礼しました。

14ページに戻っていただきまして、7条の会派のところでございますが、訂正案では、原案の3条、用語の定義における会派に関する記述をこちらのほうへ持ってきております。そして、必要最小限の字句の整理を行ったというだけのものがございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。以上でございます。

**【竹井委員長】** 第1章の総則につきましては、今、事務局から説明がありましたように、「分権と自治の時代」という言葉を外して、「新しい地方自治の時代」というふうな言葉に置きかえております。

それから、「市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与」という文章はそのまま残させていただきます。やっぱりないと何が目的なのかというのがわかりづらいので、ここについてはこのまま残させていただきます。

それから、基本方針も、多くの市でほとんど基本方針はないんですけれども、やはり前文だけをとりまえて、後の条例をくっつけるというのでは少し、大きくり過ぎるのではないかというふうな考えもありまして、あくまでも前文は前文と。それを受けて、この条例の基本方針というものをうたっていこうということで、相当簡素化に、コンパクトにした

内容でこの4つの方針を入れました。

1番目では、監視評価ということです。2番目では、政策立案や政策提言、3番目では、情報の公開、開かれた議会運営、4番目では、議会改革の推進という、そういうキーワードで基本方針についてはうたい込むと。うたい込むことによって、我々自身がそのことを推進しなければならないというふうになりますので、ここは明確にうたっておいたほうがいいのではないかとということで入れさせていただきました。

それから、第3条については、市民の部分だけを載せて、会派は、この後、議論いたしますが、7条のほうへ移したと。市についても、法律でいうというんですかね、特段幅広く解釈するというは全くないのと、一切条例上に市という言葉が出てきませんので、市民と市長は出てきますけれども、市という言葉がこの条例上では出てこないの、あえてそこも外そうかということで、問われれば、法律にいう、こっちの左側の「基礎自治体としての亀山市」ということになるわけですけど、あえてうたうのはやめようということになりました。

それから、在住の問題は、やっぱり言葉の統一で、在住、在勤、在学という言葉で統一しておこうかと、居住ってまたそこだけ1個変わると、また何なのということになるので、まちづくり条例は居住ですけど、議会基本条例は在住、在勤、在学という言葉で統一しようということです。

それから、今、事務局長からも説明がありましたが、市内で活動する法人ということで、これもほとんど多くの何市かはこれを書いてありますけど、まちづくり基本条例の場合は、少し範囲が狭くなるということの解釈でありますので、議会基本条例としては、市内で活動する法人と若干幅広い解釈をするということでこの内容といたしました。

その他の団体については、また、この後少し、逐条解説とかつくりますので、その中で、今、自治会ボランティア、もろもろ発言がありましたが、これも少し整理をして、まちづくり条例にも同じようなことが書いてありますので、その辺も少し整合を図りながら、逐条解説なんかである程度具体的な、こんな団体をイメージしておりますよということはつけていただこうというように思っております。

以上が今回の改正なり訂正の分の考え方です。

この3点でまとめて、御意見があればちょうだいをお願いしたいと思います。

森委員。

【森委員】 第1条の目的のところ、今、「新しい地方自治の時代にふさわしい」と

いう形で文言を変えたというお話がありましたが、それと、2条の4のところも、「新しい地方自治の進展に」という形で書いてあるんですね。それが前文の中の「新たな地方自治の時代に」という、前文は「新た」で、あとは「新しい」「新しい」になっているんですけど、そこは統一したほうがいいのか、そのところがちょっと違うかなと思ったので、言わせていただきました。

【竹井委員長】 前文の上のほうは「新しい」で、最後のところを変えていないので、これは統一させていただきます。「新しい」、よくぞお見つけになりました。言葉として整理をするということで、この言葉で流しますので、全部ここも変えさせていただきます。

基本方針はどうですかね。私、委員長としては入れておきたいわけですが、明確にしておきたい。この条例の持つ意味をきっちり明確にして、これによって後の条例が全部つくられているんだということで、前文だけに置かずに、ここにも重ねて置いてあるような、さっきの伊藤委員じゃありませんが、これでもかこれでもかと、きちっとここは置いておきたいなという意思がありまして、この4つの方針を置かせていただきました。この辺、また御意見をちょうだいしたいと思います。

よろしいですかね。一応、原案にしておきますので、また御意見があればいつでもちょうだいしたいと思います。

3条の市民だけにさせていただきますが、これもよろしいですかね。会派はこっちへ行って、市もほぼ関係ないので、若干まちづくりとは違いますので、それについても解説の中で入れさせていただきます。それと、居住と在住の関係、これも言葉の並びとして議会基本条例は並べておこうということですので、あえて向こうと違う表現をしているという意味じゃなくて、このほうがわかりやすいだろうということです。一たん、これで総則について押さえさせていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 次に、もう一個、会派のところです。会派については、この文章は、総則の部分と以前に御提示した7条の部分単純に足し込んで、ただらと書いてございます。きょう、そこら辺で文章の交通整理をお願いしようというふうに考えております。

ただ、1点だけ、これまで会派の議論も随分、2カ月ぐらいやらせていただいて、特に会派の中の条例で「共有する」という言葉が出てまいりますので、共有というのを人数でいったらどうなるんだというふうな議論の中で、理事懇でも議論させていただいて、一応、最終的に各会派で御調整を願って、おととい段階確認できているのは、2人会派について

はいいだろうという話はいただいております。ただ、これも申し合わせ事項に絡みますので、最終的に申し合わせの中で決めるわけですけれども、一応、2人会派の結成という、2人会派についてはいいだろうということは、各会派の代表の方の御意見をいただいております。

ただ、その条件として、これからつくる会派の方には申しわけないんですが、3人会派の持つ権限や権利というものはそのまま保持するということになっておりますので、2つだけ、代表者会議への出席と議会運営委員会の委員としての出席についてはできないということが今前提にはなっております。あとについては、質問時間だとか、質問時間の調整だけはできるわけですけれども、とりあえず……。

(発言する者あり)

【竹井委員長】 細かいのはまた議運か代表者会議になりますけれども、基本的には2人会派の結成についてはいいよというところまでは合意はできております。ただ、これも代表者会議と、あと、申し合わせ事項になりますので、全員協議会での承認ということになります。

それと、今、服部副委員長から質問の順番のところも御発言がありましたが、その辺については、議運の中でのまた御議論ということになります。とりあえず、共有という言葉がある以上、どうしても3人が共有なのかということになってくるので、相当これは、ことしの前半でしたか、御議論をいただいて、そこまで各会派の御理解も今ちょうどいいたしておりますので、少し、今そんなところにいるということだけは報告をさせていただいて、そのことも頭に置いていただいて、この会派の条文について御議論をいただきたい、ここはてんこ盛りになっております。

それと、特に2の部分、これは、三重県の会派のものをそのまま持ってきておりますので、これの必要性です。ちょっと今の会派には厳しいかなというふうな感じを持っておりますけれども。よその市では、ここは2番目の項目がございませんので、この辺で少し御議論をちょうだいいたしたいというふうに思います。

前田耕一委員。

【前田（耕）委員】 基本的なことになるか、細かいことになるかわかりませんが、1のほうの「会派を構成することができる」というのと「結成することができる」という、この辺の、結成のほうが、一応、今、届けを出してもらってから結成届けになっているのと違います、会派届。構成というと、別に自分らで勝手にすればいいんですね。その

辺のところの位置づけをはっきりしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。構成というとまた任意ですわね。その辺のところ、いかがかなと思うんですけども。

【竹井委員長】 他市のやつを見ても、構成と結成と混在していますけど、三重県の県議会は結成ですね。伊賀市は構成になって、流山は結成、小松島は構成、島田は結成と。主語が違うんだな。

服部副委員長。

【服部副委員長】 この亀山市の案は、できるということに対して、「会派を構成することができる」という、こういう形になっておるものでおかしいやね。よそは、こういう議員でもって構成するという形で構成という言葉が使われておる。だから、書くのなら、「理念を共有する議員で構成し、会派を結成することができる」というのが一番わかりやすいよね。ただ、そこまでくどく書くかどうか、それはあれやけれども。この文脈としては、この構成という言葉はそっちで使うべきやろうね。

【竹井委員長】 これ、他市のやつを見ておると、「議会の会派は何々で構成し」となっているね。議員は会派を結成することができる。だから、主語が違うんだね。だから、主語をどっちへ、議会の会派のほうが主語をとるというのであれば、どんな人で構成をするんだというし、いやいや、議員が会派を結成するときにはこういう要件で結成ができるよというのか、どっちをとるかですね。今、前田委員がおっしゃったように、服部委員もそうですけど、どちらの表現をとるかだと思います。原案に書いてあるのは、多分、「会派は」ということだから、「議員で構成する」やわね。「できる」というとちょっと弱腰やね。

【服部副委員長】 おかしいね。「会派とは」と言っているのに、「できる」という表現はおかしいわね、文章的に。

【竹井委員長】 「構成する」やわな。これは全くいじっていないんです、この文面は。だから、皆さんのほうの考え方で、構成するという言葉を使うのか、結成するという言葉を使うのか。その辺の御意見をいただければいいと思います。

宮村委員。

【宮村委員】 服部副委員長が言うように、他市は2通りに分かれておる気がするもので、文章からいきますと、結成ということでいうと、「会派とは、議会内に結成」と、ここで結成という表現が出て、次に、「政策を同じくする集合体」。そういうことからいうと、この構成という表現で私はいいんじゃないかなと。結成という表現をされてきている

ので、これは集合体ですよ、「理念を共有する」という意味で会派を、ここで結成というたらおかしい。結成ありきでこういう集合体の姿形であって、考え方を、結論をとっておるから、そういうことで「会派を構成する」と。だから、言葉でいうというのは、限定して「構成する」で書くほうがきれいじゃないかなと私は思います。

**【竹井委員長】** 今、宮村委員から御発言があった内容は、多分これは2つを押さえているんですね。会派とはこういうところで、議員はどのような議員がその会派を構成しているんだと、こういう押さえ方ですね。相当きっちり押さえてあるというか、この表現だと。ほかの市はどちらかになっているという。だから、丁寧にやろうとすると、今、宮村委員がおっしゃったような流れにしておけば、会派の定義もあるし、その会派の議員はどんな人なんだということは、そういう議員で構成をするんだという、流れとしてはきれいな流れになると思いますけどね。表現はいろいろ考えないといけませんけど。

上の原案もそうなんですよ、よく見ると。ちょっと余分な言葉が多いだけで。「会派とは、議会内に結成された政策を同じくする集合体のことをいい、理念を共有する議員で構成する」とやっちゃえば、また、宮村委員がおっしゃった中身になるんですよ。ちょっと余分な言葉が多いので、「できる」も消さなあきませんね。第1案とすれば、「会派とは、議会内に構成、結成された政策を同じくする集合体をいい、理念を共有する議員で構成する」となるんですけど、こうすると、上にも「政策を同じくする集合体で理念を共有する議員」と、ここも二重表記になってしまうので、ちょっと整理が要るかなという気はしております。

鈴木委員。

**【鈴木委員】** 会派の定義については、私は、後戻り的な意見を言いますが、当初から、亀山市の会派という定義を政策を同じくする集合体、あるいは理念を共有するというを前提にしてしまっているのか、実態とどうなのかということに非常に疑問があります。例えば、今、定数が22あるいは20の議論がありますが、その中で、果たして、政策を同じくする集団が、もちろんできてもいいんですけども、そこまで規定をすることが果たして実態と合っているのか。もし、それが前提であるならば、7条の2項の「必要に応じて会派調整を行い、合意形成に努める」ということは可能だと思いますけれども、私は、私の意見ですから、皆さんの多数がこれでよければいいんですけども、その下の島田市ぐらい程度に会派についてはとどめていただきたい。つまり、会派をそういう「市政の調査研究、政策の立案及び提言その他の議員としての活動を行うに当たり、

会派を結成することができる」という程度にとどめて、会派自体の政策の一致点、あるいは理念の共有という言葉に対して、もう少しシビアに、我々も今、議論をしておいたほうがいいんじゃないかなという思いがありまして、提案をしたいと思います。

【竹井委員長】 宮村委員。

【宮村委員】 ちょっと私は違うんですがね。まず、会派、実態と違うというのも現実にはわかっていますけど、会派というのは、これは美しい表現というのか、そんなイメージで。

それと、島田市なんですけど、ここも私、他市のことはともかくとして、例えば、島田市も、ちょっとこれはおかしいなと思うのは、例えば、1人でもできるのが、調査研究とか政策の提言なんかは、これは会派でなかったも1人でできないことはないと思うんですね。ただ、政策の立案となると、これは複数以上ということで、やっぱり会派という重さの団体というのは必要やと思うんですわ。だから、立案をするに当たっては1人の力ではどうかなという思いがしますので。

だから、結論からいきますと、実態とはちょっと違っておっても、やっぱりここは、努めるということは努力目標の努力の努でもありますので、だから、これを書いておくことによって、会派そのものがみずからも奮い立たないかんと、脱皮しなければいけないと、そんな思いでいいんじゃないかなと、これでいいんじゃないかなと私は思います。

【竹井委員長】 会派の議論で一番難しいのは、これは2カ月ぐらいやらせてもらいましたけど、市民が見る会派というものと議員が見る会派、大分会派も変わってきたような気がしますけれども。それと、これから会派がどうあるべきなんだという議論、3つあると思うんですね。これも我々の会派ですので、余りアバウトなルーズな表現をすると、会派は要らないんじゃないのということになってきます。ですから、やっぱりある程度会派の持つ性格はぜひ議論してほしい。きょう決める気は全くありませんので、一度議論はしてほしいかなと思います。

それと、2人会派をつくるということによって、1人会派でも認めようというぐらいのことはあったんですけど、なかなかそこまではいかないの、やっぱり会派の柔軟性は認めてあげなければならないということだと思っただけです。ただ、2人でつくるのにも何かの理由がありますよね。全く相いれやん者同士が会派なんかつukらないわけですから、それは鈴木委員のおっしゃることもわからんでもないけれども、現状から見るとそうでしょうけれども。宮村委員の場合は、多分、過去の経緯から見ると、宮村委員のような発言

にもなってくると。

ただ、とはいうものの、2人でつくるにしても、全く息の合はん者同士がそこに会派等を構成する価値は全くないわけで、何かの、例えば一緒に勉強するとか、意見が別々であっても、1つのテーマをみんなで議論するとか、結果、意見が分かれるということが今の状況ですので、最初からばらばらの人が集まって、ばらばらの議論はしていないと思うんですよね。やっぱり同じテーマでいろんな方面から議論ができる会派のよさというものが私はあるんじゃないかなと思う。だから、そこをどういう表現にするのか。ただ、結果は結果ですけど、会派によるそのことによって、会派内の人がどんな、今、そこで議論を。まさしく2人で議論できないことが会派で細かく議論をされていると思うんです。結果が違うだけですから、余りかたくやる必要もないけれども、市民が見る会派への答えをここにつくらないと、やっぱり会派制というものが信用されなくなりますので、私としては、きょう結論が出る話じゃないと思っていますので、一度またこれは会派にお持ち帰り願うことかなと思っています。

ただ、人数的には2人まで認めていただきましたので、これで1歩前に出ました、会派の柔軟性という部分では。3人いなければ会派じゃないんだということが1歩前に出て、2人でも合えば、2人で一遍何かやろうよということであれば、集合体として動けるといいう、1人であることよりは安心感もありますよね。そういうことができてきたので、いま一度、きょうは入口の議論です。随分議論はしたんですけど、それはどちらかという、まだ集約した表現まではやっていなかったものですから、きょう初めて、それを集約するとどういう表現になるのか。

多分、伊賀とか小松島の表現が一番わかりやすいですわね、この表現というのが非常にわかりやすいような感じで、うまくこれは、若干アバウトですけど、こうなっていると。

ただ、突き詰めて考えると、今、鈴木委員のおっしゃったようなことも現実には起きていますし。だから、余り現実からじゃなくて、どういう共同体なのか、要するに、共同体だものですね、会派は。共同体の性格づけを議論してほしいかな。その結果はまた別、余り深く考えずに、共同体としての価値、それから、そのことが議会運営上どういう意味を持っているんだというふうな視点でちょっと考えていただくとありがたいなと。きょう初めて、この文章が出てまいりましたので。服部委員。

【服部副委員長】 県が最初に「結成することができる」というふうなうたっているのは、多分、法律には何にも会派というのは規定がない中で、会派をつくるということ自体

は、これは任意なものやと、つくってもつくらんでもいいんやと。そうやけれども、三重県議会としては、会派をつくることができるというふうにまず定めておいて、つくるんやったらこういうもんですよということで、2に書いてあるんやと思うんですよね。だから、会派をつくるということを、ここの亀山の議会が前提にするのであれば、会派とはこういうもんですよというのは規定が要るんやろうと。

鈴木委員が言われた、実態との関係の議論というのはよくわかるんやけど、理解できるんやけど、ただ、この島田市のような内容にしてしまうと、本当にこれで何が共通するのというたら、結局、話がしやすい、人間的なつながりがある人が一緒におるという共通項になってしまうわけやね。そんな形の会派になってしまうような気がするのやわ。だから、わざわざ、法にない会派を結成することができるという規定を持たすのであれば、もう少し高い位置で、会派とはこういうものですよみたいなものが、規定として要るのかなというふうに私は思うんですけど。

【竹井委員長】 水野委員。

【水野委員】 いろいろ御意見がございますが、会派とは何のためにあるかというものを市民に明らかにすると。現行の会派というのは、必ずしも議案に対し一致しないんですよ。ありますわな、個々によって違う。そうしたら、仲よしクラブかといったら、そうでもないような気もするし。だけど、1つの、現在会派があるわけですから、会派は何のためにあるのかという、市民の皆さんから見た会派というものがどういう位置づけをされておるかというのは、会派の7条にとっておかんとぐあいが悪いんじゃないかと。

それと、もう一つ、構成する、あるいは結成するということと、できるということは意味が違うと思うんですね。するということは、ある程度強制的に会派をつくるという意味になってくるので、現行においては、同じ思想、信条を持っておっても、私は会派に入りませんわというのは当然あるわけですので、するよりできるというほうが柔軟性があった決め方だと思う。ただ、議会運営上、便宜上というか、その面も書けないにしても、それはあると思うんですね。議会運営での会派があったほうが運営しやすいというものはあると思いますけど、そういうことをここに書くわけにはいかないと思うので、ポイントはその辺じゃないかと思うんですね。

【竹井委員長】 今、水野委員もおっしゃってくれましたけど、旧の関の場合は会派がなかった、旧の亀山は会派制ということでずっと動いてきた。結局、議会運営上、どうしても会派必要だったというのもあるんだろうと思います。20人で話をするよりは、四、

五人で話をするほうが早いという部分も。

だから、そのことが勢い気をつけないと役選のときだけ目立ってしまったというの  
が、私が議員になる前後、後半はそんなことはほとんどなかったような気がしますけど、  
やっぱりそれまでの会派がどうしてもそこだけにスポットを当てられてきたと。ところが、  
だんだん私が議員になって徐々にそういう傾向がなくなって、役選のための会派がほとん  
ど解消されてきて、何らかのつながりによって、それは人間的なつながりかもしれません  
し、思想的なつながりかもしれませんが、何らかのそれぞれのつながりで会派をつくっ  
て、そこで共同活動することによって資質は上がっているんだろうと思うんですが、1人  
でおるよりは数人でいて議論するほうが資質は上げてきますので、いろんな聞くことも  
できる、協議もできると。

だから、服部副委員長もおっしゃられましたが、何らかの定義が要るんだろうとは思  
います。その辺の結果と別に乖離があっても、それは会派自身が考えればいいし、今度は議  
員自身が考えればいいんですよ。余りにも開きがあれば、2人会派をつくれるよにな  
るわけですから、今度。一遍外れてもいいわけですよ。今までは入ったら絶対出られない  
というか、そんな状況だったけれども、多分、これからは時代とともに大きく変化してい  
くんじゃないかなという気も私はしております。これは、余り委員長が言うことじゃない  
かもしれませんが、会派が徐々に変わりつつあるというのは事実だと思いますけど、だか  
ら、2人会派の結成を一応認めていただいたことによって、もうちょっと柔軟な会派運営  
もできてくると。

ですから、議会内における会派の位置づけと議員活動としての会派の位置づけと2種類  
を持っておりまして、また、これから、もうちょっと、これも次ぐらいまでには成文化  
がしたいと思っておりますけれども、「結成することができる」という表現をとるのか、  
「構成する」なのかとか、これは非常に重要なポイントになってまいりますので、一度ま  
た会派の中でも、どんな表現がいいのかなという議論をしていただくとありがたいとい  
ふふうに思います。そのことが市民に向かった会派の定義です。条例を見た市民がそのこ  
とを見て、会派ってそういうものなんやねという、それが実際に乖離していても、それは現  
実ですからね。理念は高く持ったほうがいいと私は思いますので。

鈴木委員。

【鈴木委員】 委員長、あるいは水野さん、服部さんの御意見、十分に意見として評価  
をさせていただきたい。1つは、ルーズな表現は会派不要論にもつながる、あるいは市民

から見た会派に対する答えとして、きっちり明示すべきだということは理解させてもらって、私は、先ほど自分の個人的な意見を言わせてもらっただけでですので、大勢を占めればそれでよろしいかと思えます。

1つだけ、7条の2項の「必要に応じ会派で調整を行い」、この文言は、市民から見た場合、善意に評価されればいいんですけども、ちょっと悪意な見方をすると、根回し的な雰囲気、余り私は個人的には好まないという意見だけ申し述べて、また考えてくださいということをお願いします。

【竹井委員長】 2番の項は、これを入れるか入れないかは、これで議論をしていただくと思います。これは、県のああいいう大きな2つの会派ぐらいじゃないですか。ああいいうところではこういう、これは会派間じゃないと思うんですね、会派の中の調整だと思うんですけど、結構右左みたいなどころがありますね。市の場合はそこまではありませんので。2番についてはもうちょっと議論が必要だと思っておりますので、特に1番のほうでもう一度させていただきます。若干、これは県のやつが入っていますのでね。

宮村委員。

【宮村委員】 ちょっと論外の議論になるかわかりませんが、もっと端的に言いますと、私は、2人会派ができるということは、自然の流れということでもいいことだと思えます。それはなぜかといいますと、会派をつくりたくても人数で制約されて、服部委員がまさにそのとおりですけど、会派をつくりたいんですわという議員が、本来のこの会派の政策、いろんな形の意味するところであって、そうでない議員がいるかどうかわかりませんが、わからないということは横に置いておいて、そういった意味で、2人会派、私はいいい流れにきたなど、これだけ申し上げます。

【竹井委員長】 大分押し迫ってきましたので、1回目の、会派の前提みたいな議論はずっと重ねてきたんですけど、いざ成文化しようとするとなかなか文章も難しいし、どんな表現にしようかということになってきましたので、一たん、会派についてはきょうは1回目ですので、また、10月にもう一度、こちらも少し文章を、これも全部くっつけた文章に今なっておりますので、こちらも整理を考えながら、また理事懇でもちょっと詰めながら、10月の委員会でも提案させていただきます。一度また会派の中でも、どんな表現がいいかねというような議論とか、会派って何であるんだろうとか、いま一度原点に戻って、協議を重ねていただければ非常にありがたいと思えます。一たん、会派の議論については、きょうの委員会ではここまでにさせていただきます、また次回、もう一度御

協議を願って、次回では、少し決めるぐらいの気持ちでやらせていただこうというふうに思います。

それから、最後に、日程だけ確認をさせていただこうと思います。10月のあり方も10月後半で、ちょっとピッチを上げたいものですから、月1回ということで、23から29、土日を挟みますけど、会派視察等も多分これからみんな計画をされる時期になってきましたので、一応10月末ということで、23から土日挟んで29、ここら辺で1日とりたいたいというふうに考えておりますので、また、会派視察等御予定があるようでしたら、一度、事務局のほうに御報告をお願いしたいと。

それから、あわせて11月も臨時議会、それから所管説明それぞれ入っておりますし、12月の議運が後半に入ってきて、12月の議案精査等が入りますので、11月20日全協があるかどうかわからないですけど、多分、臨時会があるからないかとは思いますが、仮にあっても、午前中で終わりますので、午後からでも、要するに、11月20日に11月のあり方委員会を入れさせていただこうと、日がありませんので、なかなか入れる日がないので、一応、11月20日については、ほぼ確定に近い状態で御予定のほうを入れていただくと大変ありがたいというふうに。

10月については、また事務局から確認させていただきますので、それぞれ御予定についてお願いをいたしたいと。

じゃ、10月、11月について、2カ月分ですけど、日程については、以上のような格好で調整をさせていただきますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

一応、予定した内容についてはこれで終了をさせていただきますので、本日の委員会を閉じさせていただきます。

— 了 —